

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年12月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400385号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400018号

## 第1 結論

昭和61年12月から昭和62年4月までの請求期間及び平成3年2月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月から昭和62年4月まで  
② 平成3年2月から同年6月まで

私は昭和62年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、送付された納付書に現金を添えて、請求期間①及び②の国民年金保険料を同区役所で納付していたと思う。しかしながら、当該期間が未納の記録になっているので、納付済の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和62年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を同区役所で納付した後、平成3年10月に同市C区に転出した旨陳述している。

しかしながら、請求期間①及び②当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金番号「\*」は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)及びオンライン記録の資格処理日によると、平成4年6月頃にA市C区で払い出されたものと推認され、当該払出時点で、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できず、請求期間②の保険料は過年度納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料について、年度を越えて後から遡って納付したことはない旨陳述している。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和62年にA市B区で払い出された国民年金番号について払出簿により確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、前述の国民年金番号が払い出された平成4年6月より前において、請求者は国民年金に未加入であり納付書が発行されないため、請求者の主張する手続により請求期間①及

び②の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、A市B区及び同市C区は、請求期間①及び②当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答及び陳述していることから、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

加えて、戸籍の附票によると、請求者は平成5年3月にA市C区からD市（現在は、E市）に転出しているところ、日本年金機構が保管するE市の請求者に係る国民年金被保険者台帳には、請求期間①及び②の国民年金保険料は未納である旨記載されている。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。